事後審査型制限付一般競争入札の執行について

統一地方選挙啓発用懸垂幕３種の作製、設置、補修及び撤去業務委託にかかる事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり執行する。

令和８年 11 月６日

大阪市行政委員会事務局長 武富 康彦

本業務は、令和９年４月 11 日執行予定の統一地方選挙にかかる啓発用懸垂幕３種の作製、設置及び撤去並びに設置期間中の維持・管理（補修）業務を委託するものである。

１．担当

〒530-8201 大阪市北区中之島１丁目３番 20 号（大阪市役所４階 北西側）
大阪市行政委員会事務局 選挙部選挙課
電話 06-6208-8515 FAX06-6204-0900　e-mail:vg0008@city.osaka.lg.jp

２．入札に付する事項

(1) 業務名称

統一地方選挙啓発用懸垂幕３種の作製、設置、補修及び撤去業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和９年４月 16 日まで

(3) 業務内容

ア．懸垂幕の作製（原稿含む。）

統一地方選挙啓発用懸垂幕３種（小・大・特大）を、ターボリン、上下ロープ通しで作製する。

デザインについては、本市が過去の選挙の原稿を提供するので、受注者はそれをもとに作製する。

イ．懸垂幕の設置

アで作製した懸垂幕３種（小・大・特大）を、本市が指定する場所にそれぞれ設置する。

ウ．懸垂幕の維持・管理（補修）

設置された懸垂幕を撤去するまでの間、本市の指示により、修理、取替え等を行う。

エ．懸垂幕の撤去

イにおいて設置した懸垂幕を選挙期日の翌日以降に撤去する。

３．発注方法

単体企業に発注する。

４．入札参加資格

次に掲げる条件の全てに該当した者は、入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第１項において準用する同令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(3)大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿の承認種目「55：旗類」に登録済みの者であること。

５．入札参加申出書等の交付

ホームページによる。

６．質問事項について

(1) 受付期間

公開の日から令和８年 11 月 24 日（火）の午後５時 30 分までとする。

締切り以降の質問については受け付けない。

(2) 仕様書等についての質問票の提出方法

ホームページ上に掲載している別紙の質問票により作成し、電子メール（必ず開封済みを要求すること）にて【vg0008@city.osaka.lg.jp】まで送信すること。

(3) 回答方法及び質問票への回答日

令和８年 11 月 30 日（月）の午後５時 30 分までに大阪市ホームページの「業務委託入札案件」に掲載する。

ただし、質問がない場合は掲載しない。

７．入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：要 ただし大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 37 条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人：不要

８．入札の無効

次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。

(1) 大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 28 条第１項各号の一に該当する入札

(2) １に定める入札参加資格を有しない者がした入札

(3) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札

(4) 資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札

(5) 入札日より落札決定までの間に入札参加者が次の項目に該当する場合
①大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
②大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

９．入札執行日及び場所
(1) 入札執行日時 令和８年 12 月 11 日（金）午前 11 時 00 分
(2) 入札執行場所 大阪市北区中之島１丁目３番 20 号（大阪市役所地下１階北東側）
大阪市行政委員会事務局委員室

10．入札参加資格の審査及び落札者の決定
(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が２者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が２者以上あるときは、開札時にくじによって第３位までの審査順位を決定する。ただし、第４位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第３位までと同様にくじによって審査順位を定める。
(3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
(4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
② 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が２者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
(5) (3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第２条第２項に定める勤務時間。以下同じ）内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。(資格審査資料の提出の必要がない案件についても

同期限まで（開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後４時までとする。再度入札となった場合は午後５時までとする。）に限り理由書（落札候補者用）の提出を受付け、大阪市がやむを得ない理由であると認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。）

(6) (4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

(7) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(8) 開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。

② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

(9) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

11. 落札の決定日

原則として、落札の決定日は開札日（再度入札の場合は、その開札日）の翌日から起算して、５日（大阪市における執務の休日を除く。）後とする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。

12. その他

（１）落札者決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行なわないものとする。

（２）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。